

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和7年5月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和7年5月26日（月曜日）午後1時30分～午後3時20分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所 全員協議会室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、 辺見芳宏委員、萩谷直美委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 直井 健治 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 藤沼 重信 教育指導課長 鈴木 優子 給食センター長 松井 貫太 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 （議決）</p> <p>（1）議案第27号 守谷市通学区域審議会委員の委嘱について</p> <p>（2）議案第28号 守谷市教育委員会点検評価員の委嘱について</p> <p>（3）議案第29号 守谷市地域学校協働本部設置要綱の制定について</p> <p>（4）議案第30号 守谷市社会教育委員の委嘱について</p> <p>（5）議案第31号 市指定文化財の指定について</p> <p>（6）議案第32号 市指定文化財の指定について</p> <p>（7）議案第33号 市指定文化財の指定について</p> <p>（8）議案第34号 守谷市立給食センター運営委員会委員の委嘱について</p> <p>（9）議案第35号 守谷市図書館協議会委員の委嘱について</p> <p>（10）議案第36号 教職員の死亡事案に係る第三者委員会設置陽刻の制定について</p> <p>（11）議案第37号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和7年度守谷市一般会計補正</p>

予算（第1号）（教育委員会所管）

【協議事項】

無し

【報告事項】

（1）議案第36号に係る経過報告について

4 今後の状況

次回の定例教育委員会は、令和7年6月25日（水曜日）午後1時30分から開催予定

令和7年5月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和7年5月26日（月）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

令和7年5月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和7年5月26日(月)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 27 号 守谷市通学区域審議会委員の委嘱について

議案第 28 号 守谷市教育委員会点検評価委員の委嘱について

議案第 29 号 守谷市地域学校協働本部設置要綱の制定について

議案第 30 号 守谷市社会教育委員の委嘱について

議案第 31 号 市指定文化財の指定について

議案第 32 号 市指定文化財の指定について

議案第 33 号 市指定文化財の指定について

議案第 34 号 守谷市立給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第 35 号 守谷市図書館協議会委員の委嘱について

議案第 36 号 教職員の死亡事案に係る第三者委員会設置要綱の制定について

議案第 37 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について(令和7年度守谷市一般会計補正予算(第1号)(教育委員会所管分))

4 協議事項

なし

5 報告事項

なし

6 その他

議案第27号

守谷市通学区域審議会委員の委嘱について

守谷市通学区域審議会条例に基づき、審議委員を別紙の者に委嘱するため、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

令和7年5月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年5月 日 原案 決

提案理由

本案は、守谷市通学区域審議会条例第2条第2項に基づき、新たに委員を委嘱するものです。

議案	頁数
27号	1

守谷市通学区域審議会委員一覧

任期：令和6年5月27日～答申のあった日まで

No	区分	所属団体	氏名	備考
1	小中学校長	守谷市校長会会長	シモムラ ノリコ 下村 典子	けやき台中学校校長
2		守谷市校長会副会長	フルハン マサフミ 古橋 雅文	黒内小学校校長
3		守谷中学校長	イケダ ヤスシ 池田 恭	守谷中学校区
4		守谷小学校長	フルヤ ミキ 古谷 美樹	愛宕中学校区
5	PTA会長	守谷市PTA連絡協議会会長	ヨシダ 吉田 あゆみ	黒内小学校PTA会長
6		郷州小学校PTA会長	シカハン オサム 高橋 修	
7		守谷小学校PTA会長	ナカイ ユウスケ 永井 祐介	
8		御所ヶ丘中学校PTA会長	マツバラ マサタカ 松原 匡孝	
9		松ヶ丘小学校PTA会長	ヤマモト ヒロユキ 山本 広行	
10	学識経験者	国立大学法人筑波大学人間系教授	フジイ ホダカ 藤井 穂高	教育基礎学専攻長
11		国立大学法人筑波大学人間系教授	ヒダチ ナオヒロ 樋口 直宏	教育方法学
12	その他教育委員会が必要と認める者	北守谷地区まちづくり協議会	サトウ ヨシロウ 佐藤 芳郎	副会長
13		大野地区まちづくり協議会	ナカジマ シンイチ 中島 伸一	会長
14		高野地区まちづくり協議会	キムラ ミツヒロ 木村 光宏	事務局長
15		みずぎ野地区まちづくり協議会	ヤマシタ カツヒロ 山下 勝博	会長
16		守谷B地区まちづくりふれあい会	フルヤ マサヒロ 古屋 正博	会員・地区推薦
17		守谷C地区まちづくり協議会	ワタナベ ヒデカズ 渡辺 秀一	会員・地区推薦
18		ひがし野まちづくりの会	ホシノ ヨウコ 星野 陽子	会員・地区推薦
19		幼稚園保護者代表	オイカワ マミ 及川 舞美	守谷わかば幼稚園PTA会長
20		保育所保護者代表	トミタ カナコ 富田 加奈子	北園保育所保護者会

敬称略

議案第28号

守谷市教育委員会点検評価委員の委嘱について

守谷市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価を行うに当たり、学識経験に基づく意見等をいただく点検評価委員として、下記の者を委嘱する。

記

- 1 くろは つとむ
黒羽 勉 (再任)
- 2 ますだ とおる
増田 徹 (新任)
- 3 よしざわ ひろこ
吉澤 寛子 (新任)

※ 委嘱期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和7年5月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年5月 日原案 決

提案理由

本案は、守谷市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱第3条第3項の規定に基づき委嘱するものです。

議案	頁数
28号	1

守谷市教育委員会点検評価委員

氏名 くろは つとむ
黒羽 勉

住所

経歴 昭和61年3月 茨城大学教育学部卒業
昭和61年4月 茨城県北相馬郡守谷町立愛宕中学校教諭
平成7年4月 茨城県取手市立戸頭中学校教諭
平成17年4月 茨城県取手市立藤代小学校教諭
平成21年4月 茨城県取手市立取手東中学校教諭
平成24年4月 茨城県守谷市立大井沢小学校教諭
平成28年4月 茨城県龍ヶ崎市立馴馬台小学校教頭
平成31年4月 茨城県取手市立取手東小学校校長
令和3年4月 茨城県取手市立藤代南中学校校長
令和5年3月 茨城県取手市立藤代南中学校校長（退職）
令和5年4月 茨城県取手市立藤代中学校新採指導教員（再任用）
取手市教育委員会スポーツ振興課会計年度任用職員
令和5年4月 守谷市教育委員会点検評価委員就任

現在に至る。

氏名 ますだ とおる
増田 徹

住所

経歴 昭和57年3月 東海大学体育学部卒業
昭和57年4月 茨城県古河市立第二小学校講師
昭和61年3月 茨城県古河市立第二小学校教諭
昭和63年4月 茨城県水海道市立水海道中学校教諭
平成7年4月 茨城県水海道市立鬼怒中学校教諭
平成12年4月 茨城県北相馬郡守谷町立けやき台中学校教諭
平成18年4月 茨城県守谷市立高野小学校教諭
平成21年4月 茨城県守谷市立けやき台中学校教諭
平成24年4月 茨城県常総市水海道中学校教頭
平成27年4月 茨城県下妻市立東部中学校校長

平成30年4月 茨城県常総市立水海道中学校校長
令和 2年3月 茨城県常総市立水海道中学校校長（退職）
令和 2年4月 茨城県県西教育事務所会計年度職員
令和 5年4月 開智望中等教育学校教頭補佐
令和 7年3月 開智望中等教育学校教頭補佐（退職）

現在に至る。

氏名 よしざわ ひろこ
吉澤 寛子

住所

経歴 平成22年3月 茨城県立医療大学作業療法学科卒業
平成22年4月 茨城県立医療大学作業療法学科助手
平成24年4月 ケアステーション・モリヤ勤務
平成30年10月 初石病院勤務
令和 5年4月 守谷市立大井沢小学校 PTA 会長就任

現在に至る。

*参考

守谷市教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱抜粋
(点検評価委員)

- 第3条 学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検評価委員を教育委員会に置く。
- 2 点検評価委員は、教育委員会の求めに応じ、第2条に規定する点検及び評価の対象事務の進捗状況や課題、今後の方向性等について意見を述べるものとする。
 - 3 点検評価委員の人数は、3人以内とし、教育に関し優れた知見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - 4 点検評価委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、点検評価委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。
 - 5 点検評価委員に対しては、予算の定めるところにより報償を支払うものとする。

議案第29号

守谷市地域学校協働本部設置要綱の制定について

守谷市地域学校協働本部設置要綱を別紙のとおり制定する。

令和7年5月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項の規定に基づく地域住民及び学校が協働して行う活動を推進することにより、未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、更なる学校教育の充実及び地域の教育力の向上を図ることを目的として、地域学校協働本部を設置するものです。

議案	頁数
29号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市地域学校協働本部設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈 幡 正

守谷市地域学校協働本部設置要綱

(設置)

第1条 守谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条第2項の規定に基づく地域住民及び学校が協働して行う活動(以下「地域学校協働活動」という。)を推進することにより、未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、更なる学校教育の充実及び地域の教育力の向上を図ることを目的として、地域学校協働本部(以下「協働本部」という。)を設置する。

(協働本部)

第2条 設置する協働本部の名称及び対象校は別表のとおりとする。

2 教育委員会は、守谷市立の中学校区(以下「学校区」という。)ごとに、守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱(令和5年守谷市教育委員会告示第1号)に基づく地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)の中から本部長を選任する。

(所掌事務)

第3条 協働本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域学校協働活動に係る総合調整及び推進に関すること。
- (2) 地域学校協働活動への地域住民等の参加の促進に関すること。
- (3) 地域学校協働活動の広報に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会又は学校の長が必要と認めると。

2 協働本部は、地域及び学校の特色及び実情を踏まえ、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進するものとする。

(組織)

第4条 協働本部は、対象校の学校の長から推薦された教職員(以下「地域連携推進担当教職員」という。)及び地域住民、関係団体等により組織する。

2 地域連携推進担当教職員は、対象校ごとに1人以上置くものとする。

(推進員の役割)

第5条 推進員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 教育委員会及び学校の教育方針を踏まえ、地域ボランティアとの連携調

議案	頁数
29号	2

整を図りながら、学校区における一体的かつ効果的な地域学校協働活動を推進する。

(2) 地域連携担当教職員と連携調整を図りながら、学校のニーズと地域住民の思いをつなげ、多様な地域住民等がボランティアとして参画する教育活動を推進する。

(活動状況の報告)

第6条 推進員は、協働活動について、活動状況を教育委員会に報告しなければならない。

(推進会議の実施等)

第7条 協働本部は、構成員、学校関係者(学校長、教頭等)等による推進会議を実施し、活動の企画及び立案並びに評価及び検証を行うものとする。

2 推進会議は、本部長が招集し議長になるものとする。

(指導及び支援)

第8条 教育委員会及び学校長は、協働本部の運営状況について把握し、必要に応じて指導を行う。

2 教育委員会及び学校長は、協働本部が協働活動について円滑な運営を行うことができるよう支援をする。

(遵守事項)

第9条 協働活動は、政治活動、宗教活動及び営利目的の活動を行わず、当該活動を利用してはならない。

2 構成員は、児童生徒その他関係者の個人情報の保護に万全を期すものとし、事業の実施を通じて知り得た情報については、これを外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(必要な措置)

第10条 教育委員会は、第8条の規定による指導及び支援にもかかわらず、次のいずれかに該当する事由が発生したときは、協働本部の円滑な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

(1) 活動の実態がないと認められるとき。

(2) 学校の運営に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき。

(庶務)

第11条 協働本部の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	対象校
----	-----

守谷中学校区地域学校協働本部	守谷中学校、大野小学校、黒内小学校
愛宕中学校区地域学校協働本部	愛宕中学校、守谷小学校、郷州小学校
御所ヶ丘中学校区地域学校協働本部	御所ヶ丘中学校、大井沢小学校、御所ヶ丘小学校、松前台小学校
けやき台中学校区地域学校協働本部	けやき台中学校、高野小学校、松ヶ丘小学校

守谷市社会教育委員の委嘱について

守谷市社会教育委員に関する条例（昭和37年条例第103号）第3条に基づき、守谷市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

No.	委嘱区分	所属	氏名	備考
1	条例第3条第1号学校教育及び社会教育の関係者	守谷市校長会（中学校）	下村 典子	2期目
2		守谷市校長会（小学校）	古谷 美樹	2期目
3		守谷市文化協会	小松 洋一	2期目
4		守谷市子ども会育成連合会	堀込 安子	8期目
5		守谷市スポーツ推進委員	仁田 栄	14期目
6		（一社）守谷市スポーツ協会	吉元 梓	2期目
7		中央公民館利用者	湯浅 茂樹	2期目
8		郷州公民館利用者	高橋 房子	8期目
9		高野公民館利用者	櫻井 由美	7期目
10		北守谷公民館利用者	清水 宏眞	新任
11		図書館関係団体	長谷川 登代	3期目
12	条例第3条第2号家庭教育の向上に資する活動を行う者	守谷市PTA連絡協議会	浜本 充	2期目
13	条例第3条第3号学識経験のある者	社会教育関係有識者	高橋 真美	新任
14	条例第3条第4号公募により選出する市民	公募	川崎 文	新任
15		公募	吉田 昭	新任

※ 委嘱期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和7年5月26日 提出
 守谷市教育委員会
 教育長 奈幡 正
 令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和7年3月31日で、守谷市社会教育委員の任期が満了となったため、新たに委嘱するものです。

議案第31号

市指定文化財の指定について

守谷市文化財保護条例第4条第1項に基づき、下記文化財(有形文化財)を、市指定文化財に指定する。

記

物件名 (美術工芸品) ろくじみょうごう 六字名号
所有者 雲天寺

令和7年5月26日提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年5月 日原案 決

提案理由

本案については、守谷市文化財保護審議会から、ろくじみょうごう 六字名号(美術工芸品)を市指定文化財に指定するべきとの答申があったことから、上程するものです。

議案	頁数
31.号	1

令和7年5月12日

守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正 様

守谷市文化財保護審議会
会長 横張 克博



市指定文化財の指定について（答申）

令和7年5月12日付守教委発第129号にて諮問があった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1. 指定

物件名 (美術工芸品)
六字名号 (雲天寺)

浅草寺教化部 藤元 裕二氏による調査報告書をもとに慎重に審議した結果、上記物件を市指定の文化財として保護に努めるべきと判断する。
なお、物件については、別紙のとおりである。

議案	頁数
31号	2

六字名号（掛け軸）

種 別 美術工芸品
所有者（団体） 雲天寺（守谷市本町）

本作は、浄土宗大本山増上寺第 36 世の祐天（1637～1718）の揮毫した六字名号である。本図の裏面に、祐天寺第 6 世の祐全による銘文があり、彼により祐天の筆で相違ない旨が示されている。寺伝では、寛政 9 年（1797）に木造祐天上人坐像とともに雲天寺に寄進されたとされる。縦長の画面の中央に「南無阿弥陀仏」と大書され、比して小さな名号が、向かって右に 5、左に 4 つ揮毫される。中央の六時名号の下部に「祐天」の銘と花押が記され、作者が祐天であることが知れる。本図の書風は、祐天の名号に特徴的な、丸みを帯びたものである。中央の大書と左右の小書をあわせて、都合十念とする点が珍しい。名僧祐天が守谷の地を訪れたことをうかがわせる貴重な作である。

議案	頁数
3号	3

六字名号

参考資料



掛軸 1幅 絹本墨書

縦:94.7cm

横:34.8cm

【銘文】

(箱蓋表書) 祐天上人御名号

(箱蓋裏書) 祐天上人真筆<刀水>

(箱小口書) 祐天上人/真筆/祐天寺
三六世<口水蔵>

(紙背銘) 表六字絹地十念御名号者
増上寺/三十六世当寺開山前大僧
正/明蓮社顕誉上人愚心祐天大和
尚/染筆無疑者也/寛政九丁巳天(1
797)五月十五日/明顕山祐天寺
六世/得誉祐全<花押>

議案	頁数
31号	4

議案第32号

市指定文化財の指定について

守谷市文化財保護条例第4条第1項に基づき、下記文化財(有形文化財)を、市指定文化財に指定する。

記

物件名 (美術工芸品) 喚鐘^{かんしょう}
所有者 雲天寺

令和7年5月26日提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年5月 日原案 決

提案理由

本案については、守谷市文化財保護審議会から、喚鐘^{かんしょう}(美術工芸品)を市指定文化財に指定するべきとの答申があったことから、上程するものです。

議案	頁数
32号	1

令和7年5月12日

守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正 様

守谷市文化財保護審議会
会長 横張 克博



市指定文化財の指定について (答申)

令和7年5月12日付守教委発第129号にて諮問があった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1. 指定

物件名 (美術工芸品)
喚鐘 (雲天寺)

浅草寺教化部 藤元 裕二氏による調査報告書をもとに慎重に審議した結果、上記物件を市指定の文化財として保護に努めるべきと判断する。
なお、物件については、別紙のとおりである。

議案	頁数
32号	2

喚鐘

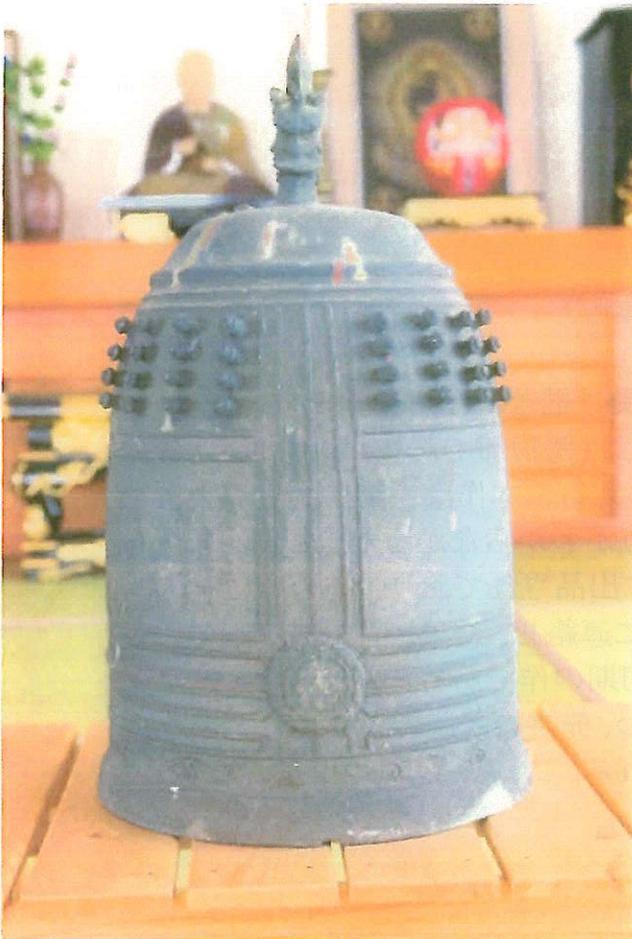
種 別 美術工芸品
所有者（団体） 雲天寺（守谷市本町）

「西村和泉守」は、代々その名を受け継ぎ、江戸時代・17世紀より近代に至る長い期間にわたって活躍した鑄物師であり、本作は第九代の数え16歳で手掛けた最初期の作といえる。本作は、第二次世界大戦の金属供出により接収され、長らく行方がわからなかった。しかし、令和元年（2019）にネットオークションに出品されており、その際に購入した方がもとの所蔵先を調べて雲天寺に連絡し、結果、同寺に戻ってきたものという。第九代西村和泉守の最初期の作であるとともに、インターネットという現代的な方法を交えつつ、元来の所蔵寺院に戻るといふ奇縁も含め、貴重な作であると評価される。

議案	頁数
32号	3

喚鐘

参考資料



総高:51.8cm
口径(外):30.3cm
口径(内):24.5cm

【銘文】

(池の間)下総国相馬郡/守谷町/八幡山雲天寺/三十四主/岳譽代/寄府/檀方中/嘉永二年己酉(1849)/十月吉日
(縦帯)江戸住/西村和泉守作

議案	頁数
82号	4

議案第33号

市指定文化財の指定について

守谷市文化財保護条例第4条第1項に基づき、下記文化財(有形文化財)を、市指定文化財に指定する。

記

物件名 (美術工芸品) くまのかんしんじつがいまんだら 熊野観心十界曼荼羅
所有者 清瀧寺

令和7年5月26日提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年5月 日原案 決

提案理由

本案については、守谷市文化財保護審議会から、くまのかんしんじつがいまんだら熊野観心十界曼荼羅(美術工芸品)を市指定文化財に指定するべきとの答申があったことから、上程するものです。

議案	頁数
33号	1

令和7年5月12日

守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正 様

守谷市文化財保護審議会
会長 横張 克博



市指定文化財の指定について（答申）

令和7年5月12日付守教委発第129号にて諮問があった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1. 指定

物件名 (美術工芸品)
熊野観心十界曼荼羅 (清瀧寺)

浅草寺教化部 藤元 裕二氏による調査報告書をもとに慎重に審議した結果、上記物件を市指定の文化財として保護に努めるべきと判断する。
なお、物件については、別紙のとおりである。

議案	頁数
33号	2

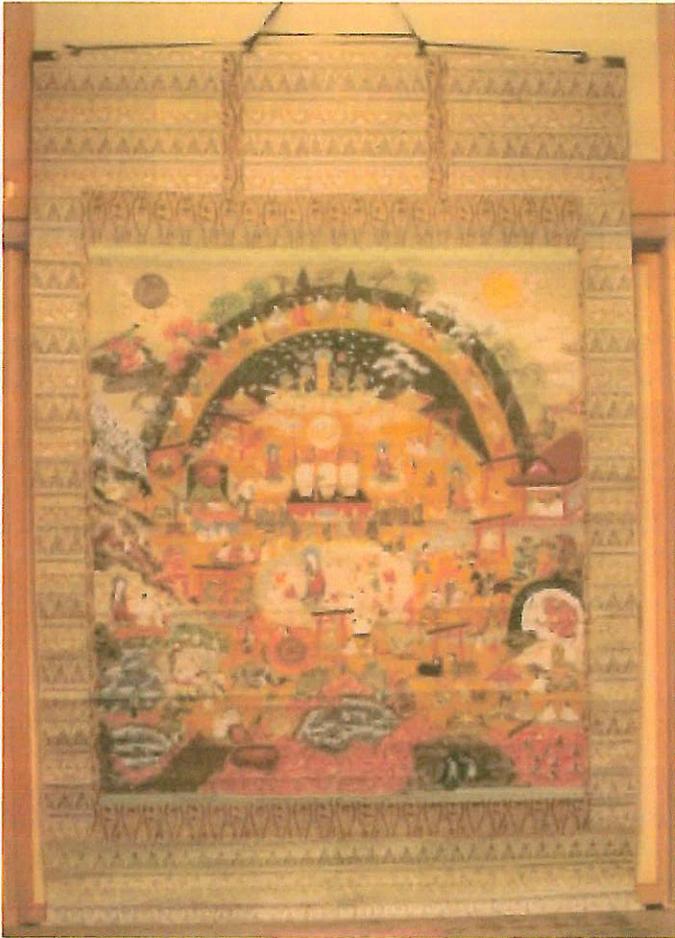
熊野観心十界曼荼羅（掛け軸）

種 別 美術工芸品
所有者（団体） 清瀧寺（守谷市板戸井）

熊野観心十界曼荼羅（熊野観心十界図）とは、熊野比丘尼が絵解きに使用したという極楽・地獄を含む様々な世界（十界）および、輪廻、生老病死などを示す絵画の総称である。日本各地に数十点の存在が確認されているが、関東で確認されているのは4点のみとされる。本図は落款を伴わず、絵師の詳細はつまびらかにならないが、十王の面相などより、狩野派風の人物に秀でた人であり、植物の描写も優れている。制作年代は、江戸時代・18世紀であると推定する。

議案	頁数
33号	3

熊野觀心十界曼荼羅



掛軸 1幅 紙本着色

縦:138.0cm

横:126.0cm

【銘文】

(箱蓋表書)善惡兩道/十方界之図/
釈迦仏涅槃像/弍幅/清龍寺什物

議案第34号

守谷市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

下記の者を守谷市立学校給食センター運営委員会委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第1項第7号の規定により議決を求める。

記

No.	委嘱区分	所 属	新任者	前任者	理 由
1	学校長 (第1号)	大井沢小学校	おおば くにひろ 大場 邦宏	のぐち かずひこ 野口 和彦	人事異動
2		大野小学校	しまだ ともなり 嶋田 知成	おおば くにひろ 大場 邦宏	人事異動
3		守谷小学校	ふるや み き 古谷 美樹	あらい ひろかつ 荒井 弘勝	人事異動
4		守谷中学校	いけだ やすし 池田 恭	なおい けんじ 直井 健治	人事異動
5		愛宕中学校	こばやし ゆうこ 小林 優子	かたおか まさみ 片岡 正美	人事異動
6	PTA の代表 (第4号)	松前台小学校 PTA	かねこ ともや 金子 朋矢	まつばら まさたか 松原 匡孝	役員改選
7		御所ヶ丘中学校 PTA	まつばら まさたか 松原 匡孝	こいずみ りょういち 小泉 亮一	役員改選
8		けやき台中学校 PTA	てらた ひろたか 寺田 雄高	なかの あり 中野 亜里	役員改選

委嘱区分：守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例第5条第2項に規定する各号による。

委嘱期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(前任者の残任期間)

令和 7 年 5 月 2 6 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 奈 幡 正
令和 年 月 日 原案 決

提案理由

本案は、教職員の人事異動及び守谷市小・中学校 PTA 連絡協議会の役員改選に伴い、後任者を委嘱するものです。

議案	頁数
34号	2

議案第35号

守谷市図書館協議会委員の委嘱について

下記の者を守谷市図書館協議会委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

No.	委嘱区分	所属	氏名	新任・再任
1	学校教育関係者	学校長会推薦	岡宮 敏 <small>おかみや きとし</small>	新任
2	社会教育関係者	PTA連絡協議会	吉澤 寛子 <small>よしざわ ひろこ</small>	再任
3		図書館ボランティア	赤堀 久美子 <small>あかほり くみこ</small>	再任
4		図書館ボランティア	古橋 幸子 <small>ふるはし ゆきこ</small>	新任
5		図書館ボランティア	畑石 治 <small>はたいし おさむ</small>	新任
6		社会教育委員の会議	はせがわ とよ代 <small>はせがわ とよ</small>	再任
7		家庭教育の向上に資する活動を行う者	社会教育指導員	堀越 正弘 <small>ほりこし まさひろ</small>
8	学識経験のある者	専門的知識を有する者	野口 武悟 <small>のぐち たけのり</small>	再任
9		専門的知識を有する者	せん 錫烈 <small>せん すげれつ</small>	新任
10	公募に応じた者	公募	ひろなが なな子 <small>ひろなが ななこ</small>	再任

委嘱期間 令和7年6月1日から令和10年5月31日まで

令和7年5月26日提出

守谷市教育委員会

教育長 奈幡 正

令和7年5月 日 原案決

提案理由

本案は、令和7年5月31日で、守谷市図書館協議会委員の任期が満了となるため、新たに委嘱するものです。

○守谷市図書館協議会設置条例

平成7年3月20日

条例第2号

(設置)

第1条 守谷市立図書館及び守谷市立図書館分室(以下「図書館等」という。)の適正な運営を図るため、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、守谷市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館等の運営に関し守谷市立図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応ずるとともに、図書館等の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募に応じた者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、図書館等を所管する部署において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年6月1日から適用する。

附 則(平成24年3月28日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月27日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

議案	頁数
35号	2

議案第36号

教職員の死亡事案に係る第三者委員会設置要綱の制定について

教職員の死亡事案に係る第三者委員会の設置に関する取扱要綱を別紙のとおり定める。

令和7年5月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年5月 日原案 決

提案理由

本案は、令和7年2月に発生した市内公立中学校教職員の死亡事案について、当該事案の事実関係を調査するとともに、再発防止策を検討するため、第三者委員会の設置及び運営に関する事項を定めるものです。

議案	頁数
36号	1

議案第37号

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について
(令和7年度守谷市一般会計補正予算(第1号)(教育委員会所管分))

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、原案のとおり承認する。

- 1 令和7年度守谷市一般会計補正予算(第1号)教育委員会所管分
(1) 歳出予算 P2~P4

令和7年5月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和7年5月 日 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、議会に議決を経るべき教育に関する事務の議案について市長から意見を求められたことに伴い、守谷市教育委員会事務委任規則(平成3年教育委員会規則第3号)第2条第1項第4号の規定により教育委員会の承認を得る必要があるため、この議案を提出するものです。

議案	頁数
37号	1